

原議保存期間	5年(平成 33 年3月 31 日まで)
有効期間	一種(平成 33 年3月 31 日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第 191 号  
平成 27 年 8 月 20 日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長

### ICカード免許証の暗証番号の運用に係る留意事項について

ICカード免許証の暗証番号の運用については、「ICカード化運転免許証の暗証番号の運用、交付時の記載事項の確認等に関する留意事項について」（平成 18 年 2 月 14 日付け警察庁丁運第 16 号）、「ICカード免許証の暗証番号の設定に係る留意事項について」（平成 18 年 12 月 25 日付け警察庁丁運発第 153 号）及び「ICカード免許証の暗証番号に係る留意事項について」（平成 22 年 11 月 17 日付け警察庁丁運発第 111 号）により実施されているところである。

ICカード免許証のICチップに記録された情報を民間等において読み出すためには、ICカード免許証読取り装置において、暗証番号 1（「本籍」及び「顔写真」を読み出す場合は更に暗証番号 2）を入力する必要があるところ、暗証番号を失念している者が多く、このことが、民間等におけるICカード免許証の利活用が進まない要因とされている。また、ICカード免許証読取り装置については、現在、複数の民間企業が開発し、販売を開始しており、これら読取り装置を利用して、銀行口座開設時、カーシェアリング利用時等における本人確認の実証実験が行われてきたが、暗証番号を失念している者が多いことから、本格的な運用まで至っていない。

このことから、ICカード免許証のさらなる利活用を促進するため、暗証番号 1 の簡素化を図り、暗証番号の運用を別添「ICカード免許証の暗証番号の運用に係る留意事項」のとおりとすることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記 3 通達については、本通達をもって廃止する。

## 別添

### ＩＣカード免許証の暗証番号の運用に係る留意事項

#### 1 暗証番号の設定

##### (1) 暗証番号の作成

###### ア 暗証番号 1

暗証番号 1 については、券面に記載されている免許番号のうち、赤色斜線が施されている 4 桁の番号（以下「券面抽出番号」という。）とすること。

###### イ 暗証番号 2

被交付者本人のみが知り得る 4 桁の秘密番号とすること。

###### ウ 暗証番号の選定

暗証番号 1 及び暗証番号 2 については、前項ア及びイに示す番号を選定させることを原則とするが、最終的には、暗証番号 1 も暗証番号 2 も被交付者本人が自由に選べることにする。

##### (2) 暗証番号の申告

被交付者に暗証番号を申告させる方法は、申請書に暗証番号申告欄を設けて記載させる、別途設けた暗証番号申告用紙（別紙 1 参照）に記載させる、又は暗証番号申告端末で入力させるなど、都道府県警察の実情に応じ適宜定めることとして差し支えないが、当該申請者以外の者に暗証番号を知られることのないよう必要な措置を講ずること。

##### (3) ＩＣカード免許証交付時の暗証番号の確認

ＩＣカード免許証の交付時において、暗証番号が被交付者の申告のとおりとなっているかを確認させるため、暗証番号を表示した書面（以下「暗証番号記録用紙」という。）を交付するほか、交付窓口にＩＣカード免許証読取り装置（以下「読取り装置」という。）を設置し、申請者自らに暗証番号を入力させるなどの措置を講ずること。

特に、後日交付又は郵送交付を行う場合は、暗証番号記録用紙を確実に交付すること。

##### (4) 避けるべき暗証番号の確認

推測されやすい生年月日、電話番号等から選び出すことを避けるとともに、キャッシュカード、クレジットカード等の暗証番号と異なる暗証番号を設定しているかにつき被交付者に確認を行うこと。

##### (5) 暗証番号の設定に消極的な被交付者等への対応

申請書に暗証番号を記入しないなど暗証番号の設定について消極的な被交付者に対しては、読取り装置を至近距離（約 10 センチメートル）まで近づけることによりＩＣチップに記録させた情報を読み取られる、いわゆる「スキミング」対策として、暗証番号を設定することの重要性を説明し、暗証番号を設定させるように努めること。

また、被交付者が暗証番号の設定を拒否する場合には、暗証番号に関する説明を受けた旨の書面に署名をさせるなど、事後の無用なトラブルを避けるよう必要な措

置を講じること。

(6) 経由申請を受け付ける場合の留意事項

道路交通法第101条の2の2第1項の規定により、申請者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）に運転免許証の有効期間の更新に係る更新申請書の提出が行われる場合、暗証番号は、経由地公安委員会で使用する更新申請書の余白にあらかじめ若しくはスタンプ等により暗証番号記載欄を記載し、又は暗証番号申告用紙を別途作成し、申告させること。

2 暗証番号の運用

(1) 暗証番号の照会に係る利便の確保

暗証番号の照会に対しては、本人確認及びICカード免許証の真偽確認（以下「本人確認等」という。）が必要であるため、被交付者自らが照会窓口にICカード免許証を持参する必要がある。被交付者の利便を確保するため、免許台帳ファイリング装置が整備されている警察施設はもとより、それ以外であっても、確実に本人確認等を実施することができ、かつ、本部運転免許担当課へ照会することができるような体制等が確保されている警察施設においては、都道府県警察の実情に応じ、照会窓口の設置を図ること。

なお、免許台帳ファイリング装置以外で確実に本人確認等を行うには、読取り装置（相互認証鍵が実装されているもの）の整備が望ましいので、当該読取り装置のより一層の整備に努めること。

また、都道府県をまたがる暗証番号の問い合わせについては、現に居住している住所地を管轄する公安委員会において責任を持って本人確認を行い、暗証番号を保有している公安委員会に問い合わせ、回答すること。

(2) 暗証番号の閉塞寸前の状況への対応

暗証番号は続けて3回続けて誤入力すると閉塞するが、2回まで続けて誤入力しても1度正確な入力を行うと、閉塞の条件はクリアされ、その後は再び3回続けて誤入力しなければ閉塞しないという仕様となっている。このため、市区町村又は民間の窓口において、被交付者が暗証番号を2回誤入力した場合で、かつ、正確な暗証番号の入力に自信がないような場合においては、当該保有者に対し閉塞の可能性を説明した上で、警察に暗証番号の照会を勧めるよう、警察庁からこれらの窓口に対し情報提供することとしている。各都道府県警察にあつては、暗証番号の照会受理時に、誤入力の履歴の有無を聴取し、上記の状況がある場合は暗証番号を回答するとともに、

- 追記装置が整備されている窓口にあつては、警察官等が当該追記装置を操作することにより
- 被交付者用の読取り装置（来場者自らが暗証番号を入力するもの）が整備されている窓口にあつては、被交付者に正しい暗証番号を入力させることにより閉塞寸前の状況の解除の措置を行うこと。

(3) 暗証番号閉塞解除申請への対応

暗証番号の閉塞解除は、追記装置が整備されている窓口において対応可能となる

ところ、各都道府県警察にあつては、追記装置が整備されている警察施設において、閉塞解除の窓口を確実に設置するとともに、各窓口の担当者に対し事務取扱要領に係る指導を徹底するなど、閉塞解除申請に対し適切に対応できるよう措置すること。

暗証番号の閉塞解除を受け付ける際は、まず券面の写真により本人の確認を行うとともに、追記装置でＩＣチップに記録された顔写真を読み取り、券面の写真と一致することを確認すること。

(4) 暗証番号を第三者に知られるおそれが生じた場合のＩＣカード免許証の再交付

被交付者が暗証番号を記載したメモ用紙を紛失した場合等、暗証番号が不特定多数の者に知られるおそれが生じた場合は、ＩＣチップに記録された情報の保護が図られず、ＩＣカード免許証としての効用を害する状態にあることから、道路交通法第94条第2項にいう「き損」にあたるものと解されるので、同項の規定による再交付に応じること。

### 3 広報等の推進

(1) ＩＣカード免許証交付時の教示事項

各都道府県警察においては、ＩＣカード免許証の交付時において、被交付者に対し、口頭説明、掲示物、更新連絡通知書、リーフレット、ホームページ等の活用により、以下の事項を周知すること。

ア 暗証番号の設定の趣旨

スキミングを防止するため、暗証番号の設定が必要であること。

イ 暗証番号1及び暗証番号2で読み出せる情報

暗証番号1では、顔写真以外の運転免許証の券面記載情報を、暗証番号2では本籍と顔写真を、それぞれＩＣチップから読み出せること。

ウ 暗証番号の選定方法

暗証番号については、1(1)に示すとおり、暗証番号1については券面抽出番号を、暗証番号2については被交付者本人のみが知り得る番号を選定することを原則としつつ、最終的には、暗証番号1も暗証番号2も被交付者本人が選べること。

(別紙2 広報用資料例を参照)

エ 暗証番号の選定に係る留意事項

ＩＣカード免許証に設定する暗証番号は、生年月日、電話番号等の推測されやすい番号や、キャッシュカード、クレジットカード等の暗証番号とは異なる暗証番号を選定する必要があること。

オ 暗証番号の活用の可能性

市区町村又は民間の窓口で本人確認書類としてＩＣカード免許証を使用する場合、暗証番号の入力が必要となる場合があること。

カ 暗証番号の閉塞の条件

3回続けて誤入力すると、その後正しい暗証番号を入力しても電磁的記録を読み出すことはできなくなる。この状態を解除するためには、本人確認等が必要であることから、閉塞解除申請者自らが閉塞解除が可能な警察機関にＩＣカード免許証を持参する必要があること。

キ 暗証番号記録用紙の適切な保管

暗証番号の失念を防止するため、暗証番号記録用紙を大切に保管すること。

(2) 暗証番号照会・閉塞解除窓口の広報

各都道府県警察のホームページ等を活用して、別紙3 広報用資料例を参考に(1)アの事項とともに、暗証番号照会窓口及び暗証番号閉塞解除窓口の場所、取扱時間、電話照会先等を積極的に広報すること。

(3) 暗証番号1を券面抽出番号とする場合の影響

暗証番号1を券面抽出番号とする場合、別紙4の表「暗証番号1を券面抽出番号とする場合の影響」に示すとおり、スキミング対策、偽変造対策等の有効性に影響がないと考えられることから、被交付者に説明する際の参考とすること。

(4) 担当者等への教養の徹底

運転免許事務の担当者等に対し、暗証番号設定、暗証番号照会、暗証番号閉塞解除等に係る事務が適切・迅速に行われるよう、事務取扱要領などについての教養を徹底すること。

(5) ICカード免許証を活用している団体、企業等への広報

ICカード免許証を活用して本人確認等を行っている団体、企業等に対して、暗証番号1については、券面抽出番号を推奨することを開始した旨を当課から広報するので参考とすること。

#### 4 運用開始

(1) 運用開始の時期

1 (1)、3 (1)ウ及び3 (3)に示す事項については、都道府県警察の実情に応じて、体制が整った段階で、順次運用を開始すること。また、新規交付において、暗証番号を申告させる前に、被交付者に免許番号を通知することがシステム処理上困難である場合には、新規交付以外の交付について、体制が整った段階で、順次運用を開始すること。

(2) 運用開始の報告

前項(1)に示す事項に関する運用を開始した都道府県警察にあつては、その旨を警察庁交通局運転免許課まで報告すること。

運転免許証の暗証番号の申告様式例 1

運転免許証の暗証番号				
暗証番号1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
暗証番号2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

運転免許証の暗証番号の申告様式例 2

運転免許証の暗証番号				
暗証番号1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<p>※ 暗証番号1は、運転免許証の券面に印字される運転免許証番号の赤斜線部分4桁をご記入してください。それ以外の番号をご希望する場合のみ、その希望する番号をご記入してください。</p>				
暗証番号2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

## 運転免許証の暗証番号の選び方について

### ○ 暗証番号の必要性

券面記載の有無	ICチップに記録されている情報	読み出しに必要な暗証番号
券面に記載されている情報	免許証の番号	暗証番号1
	免許の年月日	
	交付年月日	
	有効期間の末日	
	免許の種類	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
	免許証の色区分	
	免許の条件	
	公安委員会名	
顔写真	暗証番号2	
券面に記載されていない情報		本籍

ICチップに記録されている情報を本人の同意なしに読み取られること（スキミング）を防止するために、暗証番号を設定する必要があります。

### ○ 暗証番号1は、券面記載情報を読み出し

暗証番号1は、券面に記載されている情報しか読み出せないのので、券面に記載されている運転免許証番号を利用することが便利です。



赤色斜線が施されている4桁の番号

第 012345678900 号

### ○ 暗証番号2は、顔画像と本籍を読み出し

暗証番号2は、顔写真のほか、券面に記載されていない本籍をICチップから読み出します。本籍情報は、提供する相手を見極めてから提供できるように、暗証番号2は、本人しか知り得ない秘密番号を設定しましょう。また、暗証番号2は、推測されやすい生年月日、電話番号等から選び出すことを避けるとともに、キャッシュカードやクレジットカードなどの暗証番号とも異なる番号にしましょう。

### ○ ICチップに記録された情報の確認

ICチップに記録されている情報は、運転免許センターなどの警察施設に設置されている読取り装置を使用して、自由に読み出し確認することが可能です。

- 問い合わせ先 ○○県警察交通部運転免許課○○係  
○○○○(○○) ○○○○ 内線(○○○○)

○ 暗証番号を忘れないよう暗証番号の記録紙を大切に保管しましょう。

運転免許証の暗証番号は、ICチップ内のデータを読み取るときに必要なものです。

市区町村や銀行など民間の窓口において、運転免許証を身分証明書として活用する場合に、暗証番号の入力が必要な場合があります。

暗証番号を忘れないよう、運転免許証交付時にお渡しした暗証番号の記録紙を大切に保管してください。

○ 暗証番号を忘れた場合、警察に照会できます。

運転免許証の暗証番号を忘れた場合は、次の場所で照会できます。

回答のためには、本人確認が必要ですから、運転免許証を持参してください。代理は認められません。

- ・ ○○運転免許センター、△△運転免許センター
- ・ 県内の警察署
- ・ 県内の幹部交番（○○警察署△△交番、◎◎警察署××交番）

※ 取扱時間 8：30～17：30（土曜日は終日休業）

○ 暗証番号の入力を3回続けて間違えるとデータを読み出すことができなくなります（暗証番号の閉塞といいます。）。

暗証番号の入力を2回続けて間違えた場合で、暗証番号を忘れた場合は、警察に照会しましょう。

正しい暗証番号を入力すれば、閉塞の条件がクリアされますので、照会の時に、出向いた警察施設において、来場者用の読取り装置がある場合は、正しい暗証番号を入力してください。

また、暗証番号を3回続けて間違え、データが読み出せなくなった場合は、次の場所で解除できます。

解除を申請する場合は、本人確認が必要ですから、運転免許証を持参してください。代理は認められません。

- ・ ○○運転免許センター、△△運転免許センター
- ・ 県内の警察署（○○警察署を除く）

※ 取扱時間 平日の10：00～17：00

- 問い合わせ先 ○○県警察交通部運転免許課○○係  
○○○○(○○) ○○○○ 内線(○○○○)



検討項目	有効性への影響	理由
スキミング対策	影響なし	スキミングを企図する者に暗証番号 1 を窃取されない限り、暗証番号 1 を券面抽出番号とした場合でも、従来どおり本人しか知り得ない秘密番号とした場合でも、スキミング対策の有効性に差異はない。
偽変造検証 (券面記載事項と I Cチップ記録情報の照合による検証)	影響なし	券面記載事項と I Cチップ記録情報が同じであることの確認をもって、真正性の判定を行うことから、偽変造検証の有効性は、暗証番号 1 の設定方法に依存しない。
偽変造検証 (電子署名検証による偽変造検証)	影響なし	電子署名検証をもって、真正性の判定を行うことから、偽変造検証の有効性は、暗証番号 1 の設定方法に依存しない。
入力支援	影響なし	I Cカード免許証保有者が、民間企業の各種端末等において、本人の氏名等を入力する際、I Cチップの記録情報を読み込ませることにより、入力作業の省力化を実現することができる。この入力支援の作業効率は、暗証番号 1 の設定方法に依存しない。
民間発行カードの暗証番号との関連性	影響なし	暗証番号 1 を券面抽出番号とすることで、キャッシュカード、クレジットカード等の民間発行カードで設定している暗証番号との非関連性を確保できる。
本人確認	影響なし	本人確認においては、被確認者の顔と券面顔写真との照合により、本人判定を行うことから、本人確認の有効性は、暗証番号 1 の設定方法に依存しない。 また、暗証番号 1 は、従来どおり本人しか知り得ない秘密番号であるという前提では、暗証番号 1 を正しく入力できるという要件のみをもって、本人判定を行う本人確認方式も想定できるが、なりすましを防止する観点では、同方式は望ましくなく、さらに、同方式を採用している団体・民間企業も、現在のところ確認されていない。